

# 保険金額と掛金(保険料等)

保険料  
毎月約45円  
おすすめ  
プラン

保険料  
約44%  
割引!!  
※団体割引25%、  
損害率による割引  
25%適用(注1)

## 病気補償付き安心プラン

職種級別A

		W3タイプ	W2タイプ	W1タイプ	Aタイプ	Bタイプ
個人賠償責任 記録情報限度額500万円	国内	1事故無制限	1事故無制限	1事故1億5,000万円限度	1事故1億5,000万円限度	1事故1億円限度
	国内示談交渉サービス付き					
	海外	1億円限度	1億円限度	1億円限度	1億円限度	1億円限度
病気入院(1日あたり)		5,500円	5,200円	5,000円	—	—
傷	死亡・後遺障害	469万円	435万円	344万円	311万円	245万円
	入院(1日あたり)	6,500円	6,000円	5,000円	4,500円	3,500円
	手術	上記入院日額の10倍(入院中の手術)、5倍(入院中以外の手術)				
害	通院(1日あたり)	3,500円	3,500円	2,600円	2,600円	1,500円
	地震・噴火・津波	○	—	—	—	—
	熱中症	○	○	○	○	○
	細菌性食中毒	○	○	○	○	○
携行品(学校管理下動産補償)		1年で20万円限度(自己負担額:1事故3,000円)		1年で10万円限度(自己負担額:1事故3,000円)		
被害事故補償		1事故3,000万円限度	1事故2,000万円限度	1事故1,000万円限度		—
育英費用		200万円	150万円	100万円	100万円	50万円
	地震・噴火・津波	○	—	—	—	—
保険料		16,650円	14,650円	11,650円	9,650円	6,650円
制度維持費		350円				
掛金(1年分)		17,000円	15,000円	12,000円	10,000円	7,000円

●病気入院補償に係る控除証明が必要となる場合はお手数ですが本パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(10月以降受付)※生命保険料控除制度の詳細につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。ご参考:本制度の控除証明額(4/25補償開始、団体割引25%・損害率による割引25%適用の場合)W3タイプ:1,760円 W2タイプ:1,660円 W1タイプ:1,600円 ●賠償責任は、保険の対象となる方またはそのご家族が、同様の保険契約を他にご契約されているときには補償が重複することがあります。補償が重複すると対象となる事故がどちらのご契約から補償されるかご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては補償内容をご確認ください。●携行品の損害保険金のお支払額の合計が保険金額と同額となった場合は、この携行品の補償は損害発生時に終了します。●手術保険金では傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。●後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。●制度維持費の詳細については、広島県高等学校PTA連合会にお問い合わせください。●上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者-保険の対象となる方)が継続的にアルバイトに従事している等で、職種級別Aに該当しない場合は、保険料が異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。(\*)新規でご加入の場合は、保険期間の開始時にすでに被っている病気については保険金をお支払いできませんのでご了承下さい。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)\*●上記掛金には保険料のほか、制度維持費(通信費・口座振替手数料など)が一律350円含まれております。●「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方は広島県高等学校PTA連合会会員の各学校に在籍する生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます)または保険期間の終了時点で満23歳未満の方となります。●保険の対象となる方(被保険者)の範囲:①子ども傷害補償、携行品はご本人\*1、②個人賠償責任はご本人\*1、ご本人の配偶者・ご本人\*1もしくは親権者またはご本人\*1の配偶者の同居のご親族・ご本人\*1もしくは親権者またはご本人\*1の配偶者の別居の未婚の子、となります。※保険の対象となる方の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。※個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます。(代理監督義務者についてはご本人\*1に関する事故に限ります。)\*また、ご本人\*1以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者及び代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族)に限ります。●育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方となります。●今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP111のとおりとなります。  
\*1加入依頼書等に「被保険者」として記載された方をいいます。

### 【用語の解説】

- 配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
  - 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
  - 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注1)天災危険補償特約保険料には損害率による割引は適用されません。



# 高校生総合保障制度定時制補償プラン

4年生  
までの  
自動更新

(団体総合生活保険)

このプランは、お子様の職種級別によって保険金額及び掛金(保険料)が異なります。  
下記、職種級別表でお子様の職種級別をご確認のうえ、該当する保険料表でご加入タイプを決定して下さい。

○自動更新は4年生までです。毎年の更新時に更新をご希望されない場合はご連絡ください。

## ●保険金額と掛金(保険料)

### 【職種級別A】

※職種級別Bの保険料表は裏面に記載しています。

補償内容		Y1	S1	X1	A1	B1
個人賠償責任保険 (記録情報限度額:500万円)	国内	1事故無制限	1事故無制限	1事故1億5,000万円限度	1事故1億5,000万円限度	1事故1億円限度
	国内 示談交渉サービス付き					
	海外	1事故1億円	1事故1億円	1事故1億円	1事故1億円	1事故1億円
病气入院(1日あたり)		5,500円	5,200円	5,000円	—	—
傷	死亡・後遺障害	469万円	435万円	344万円	311万円	245万円
	入院(1日あたり)	6,500円	6,000円	5,000円	4,500円	3,500円
害	手術	上記入院日額の10倍(入院中の手術)、5倍(入院中以外の手術)				
	通院(1日あたり)	3,500円	3,500円	2,600円	2,600円	1,500円
	地震・噴火・津波	○	—	—	—	—
	熱中症	○	○	○	○	○
	細菌性食中毒	○	○	○	○	○
携行物品 (学校管理下動産補償)		1年間で20万円限度(自己負担額:1事故3,000円)		1年間で10万円限度(自己負担額:1事故3,000円)		
被害事故補償		3,000万円	2,000万円	1,000万円		—
育英費用		200万円	150万円	100万円	100万円	50万円
	地震・噴火・津波	○	—	—	—	—
保険料		16,650円	14,650円	11,650円	9,650円	6,650円
制度維持費		350円				
掛金(1年分)		17,000円	15,000円	12,000円	10,000円	7,000円

●病气入院補償に係る控除証明書が必要となる場合はお手数ですが本パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(10月以降受付) ※生命保険料控除制度の詳細につきましては、日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご参照ください。ご参考:本制度の控除証明額(4/25補償開始、団体割引25%・損害率による割引25%適用の場合)Y1タイプ:1,760円 S1タイプ:1,660円 X1タイプ:1,600円 ●賠償責任は、保険の対象となる方またはそのご家族が、同様の保険契約を他にご契約されているときには補償が重複することがあります。補償が重複すると対象となる事故がどちらかのご契約から補償され一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。●携行品の損害保険金のお支払額が保険金額と同額となった場合は、この携行品の補償は損害発生時に終了します。●手術保険金では傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。●後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。●制度維持費の詳細については、広島県高等学校PTA連合会にお問い合わせください。●上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。お子様(被保険者-保険の対象となる方)が継続的にアルバイトに従事している等で、職種級別Aに該当しない場合は、保険金額が異なりますので、裏面をご確認ください。●(※)新規でご加入の場合は、保険期間の開始時にすでに被っている病气については保険金をお支払いできませんのでご了承下さい。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後に生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)●上記掛金には保険料のほか、制度維持費(通信費・口座振替手数料など)が一律350円含まれております。●「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方は広島県高等学校PTA連合会会員の各学校に在籍する生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます)または保険期間の終了時点で満23歳未満の方となります。●保険の対象となる方(被保険者)の範囲:①子ども傷害補償、携行品はご本人\*1、②個人賠償責任はご本人\*1、ご本人の配偶者・ご本人\*1もしくは親権者またはご本人\*1の配偶者の同居のご親族・ご本人\*1もしくは親権者またはご本人\*1の配偶者の別居の未婚の子、となります。●保険の対象となる方の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。●個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます。(代理監督義務者についてはご本人\*1に関する事故に限ります。)。また、ご本人\*1以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者及び代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。)。も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。●育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。●今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はパンフレットP11のとおりとなります。\*1加入依頼書等に「被保険者」として記載された方をいいます。

### 【用語の解説】

- 配偶者:法律上の配偶者とは、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)、にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、適用されます。
  - 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。)
  - 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。
- 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- 未婚:これまで婚姻歴がないことをいいます。

(注1)天災危険補償特約保険料には損害率による割引は適用されません。

●職種級別表	職種級別A		職種級別B	
	事務従事者 販売従事者 飲食物給仕従事者 調理人 警備員 美容師・理容師	電車運転士 新聞配達(自動車を用いて配達作業に従事する者を除く) 飲食料品製造作業 清掃員 印刷作業 などに従事する方	貨物自動車運転者 タクシー運転者 農林業作業 植木職・造園師 漁業作業 採鉱・採石作業	建設作業 製材工 伐木作業

※本チラシは、定時制補償プラン(団体総合生活保険)の保険金額・保険料の概要をご案内したものです。保険料表以外の内容につきましては、高校生総合保障制度募集パンフレット記載の内容と同じです。ご加入にあたっては、必ずパンフレット内「重要事項説明書」をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。



団体割引25%  
損害率による割引  
25%<sup>(注1)</sup>

# 高校生総合保障制度定時制補償プラン

4年生  
までの  
自動更新

(団体総合生活保険)

このプランは、お子様の職種級別によって保険金額及び掛金(保険料)が異なります。  
裏面、職種級別表でお子様の職種級別をご確認のうえ、該当する保険料表でご加入タイプを決定して下さい。

○自動更新は4年生までです。毎年の更新時に更新をご希望されない場合はご連絡ください。

## ●保険金額と掛金(保険料)

### 【職種級別B】

※職種級別Aの保険料表は裏面に記載しています。

補償内容		Y2	S2	X2	A2	B2
個人賠償責任保険 (記録情報限度額:500万円)	国内	1事故無制限	1事故無制限	1事故1億5,000万円限度	1事故1億5,000万円限度	1事故1億円限度
	海外	1事故1億円	1事故1億円	1事故1億円	1事故1億円	1事故1億円
病气入院(1日あたり)		5,300円	4,400円	3,800円	—	—
傷	死亡・後遺障害	345万円	340万円	270万円	264万円	164万円
	入院(1日あたり)	5,400円	4,500円	3,800円	3,000円	1,800円
害	手術	上記入院日額の10倍(入院中の手術)、5倍(入院中以外の手術)				
	通院(1日あたり)	2,100円	2,100円	1,600円	1,500円	1,100円
	地震・噴火・津波	○	—	—	—	—
	熱中症	○	○	○	○	○
	細菌性食中毒	○	○	○	○	○
携行品 (学校管理下動産補償)	1年間で20万円限度(自己負担額:1事故3,000円)		1年間で10万円限度(自己負担額:1事故3,000円)			
被害事故補償	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—		
育英費用		200万円	150万円	100万円	100万円	50万円
	地震・噴火・津波	○	—	—	—	—
保険料	16,650円	14,650円	11,650円	9,650円	6,650円	
制度維持費	350円					
掛金(1年分)	17,000円	15,000円	12,000円	10,000円	7,000円	

●病气入院補償に係る控除証明書が必要となる場合はお手数ですが本パンフレット記載のお問い合わせ先までご連絡ください。(10月以降受付)。※生命保険控除制度の詳細な内容につきましては、日本損害保険協会のホームページ(https://www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。ご参考:本制度の控除証明額(4/25補償開始、団体割引25%・損害率による割引25%適用の場合)Y2タイプ:1,700円 S2タイプ:1,410円 X2タイプ:1,220円 ●賠償責任は、保険の対象となる方またはそのご家族が、同様の保険契約を他に契約されているときは補償が重複することがあります。補償が重複する事故とどちらかのご契約から補償される一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては補償内容をご確認ください。●携行品の損害保険金のお支払額の合計が保険金額と同額となった場合は、この携行品の補償は損害発生時に終了します。●手術保険金では傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。●後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4~100%をお支払いします。●制度維持費の詳細については、広島県高等学校PTA連合会にお問い合わせください。●上記保険料は職種級別日の方を対象としたものです。●新規でご加入の場合は、保険期間の開始時にすでに被っている病气については保険金をお支払いできませんのでご了承ください。(ただし、新規ご加入時の支払責任の開始する日からその日を含めて1年を経過した後生じた保険金支払事由については、保険金お支払いの対象となります。)●上記掛金には保険料のほか、制度維持費(通信費・口座振替手数料など)が一律350円含まれております。●「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」としてご加入いただける方は広島県高等学校PTA連合会会員の各学校に在籍する生徒の方(入学手続きを終えた方を含みます)または保険期間の終了時点で満23歳未満の方となります。●保険の対象となる方(被保険者)の範囲:①子ども傷害補償、携行品はご本人\*1、②個人賠償責任はご本人\*1、ご本人の配偶者\*1もしくは親権者またはご本人\*1の配偶者の同居のご親族\*1、ご本人\*1もしくは親権者またはご本人\*1の配偶者の同居の未婚の子となります。●保険の対象となる方の続柄は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。●個人賠償責任については、ご本人\*1の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含まれます。(代理監督義務者についてはご本人\*1に関する事故に限ります。)。また、ご本人\*1以外の上記の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者及び代理監督義務者(責任無能力者の配偶者または親族に限ります。))も保険の対象となる方に含まれます(責任無能力者に関する事故に限ります。)。●育英費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。原則として扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり(保険の対象となる方が成年に達した場合を除きます。)、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。●今回更新いただく内容の一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はパンフレットP11のとおりとなります。  
\*1加入依頼書等に「被保険者」として記載された方をいいます。

### 【用語の解説】

- 配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚姻とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。  
a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)  
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
- 親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)
- 未婚:これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注1)天災危険補償特約保険料には損害率による割引は適用されません。

※本プランは、定時制補償プラン(団体総合生活保険)の保険金額・保険料の概要をご案内したものです。保険料表以外の内容につきましては、高校生総合保障制度募集パンフレット記載の内容と同じです。ご加入にあたっては、必ずパンフレット内「重要事項説明書」をよくお読みいただけますようお願い申し上げます。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独的に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、パンフレット内「重要事項説明書」をご確認ください。

<引受保険会社>  
東京海上日動火災保険(幹事保険会社)  
AIG損害保険株式会社

### 【お問い合わせ先】

- ◆代理店:(株)東京海上日動パートナーズ中国四国  
〒733-0051 広島市中区大手町1-2-1 おりづるタワー4階  
0120-018-217
- ◆保険会社:東京海上日動火災保険株式会社  
広島支店広島中央支社  
〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33 広島ビジネスタワー6階  
082-511-9194